

厚生労働大臣免許保有証の返納について

厚生労働大臣免許保有証（以下、「保有証」という）の返納手続きは以下のとおりです。

○返納先

申請書類と保有証原本を簡易書留にて（公財）東洋療法研修試験財団宛郵送願います（受付は随時行います）

送付先

〒105-0012

東京都港区芝大門 1-16-3 芝大門 116 ビル

（公財）東洋療法研修試験財団 登録・研修部

03-3431-8771

○返納手数料はかかりません

○申請書類

- ・ 返納申請書
- ・ 保有証を紛失した場合は「紛失申立書」

なお、死亡等による「名簿の消除及び免許証の返納手続き」を行う場合も財団にて受付を行いますので財団宛ご連絡願います。

以上

公益財団法人 東洋療法研修試験財団
理事長 殿

厚生労働大臣免許保有証にかかる返納申請書

このたび、下記により、厚生労働大臣免許保有証を返納いたします。

記

1. 氏名		印	
代理人氏名 ※本人申請が不可の場合		印	
2. 本申立の記入日	平成	年	月 日
3. 住所			
4. 電話番号			
5. 返納を行う免許保有証に記載されている免許登録番号			
あん摩マッサージ指圧師：厚生・厚労・知事免許()都・道・府・県)第 号			
はり師：厚生・厚労・知事免許()都・道・府・県)第 号			
きゅう師：厚生・厚労・知事免許()都・道・府・県)第 号			
6. 返納を行う理由	死亡 / その他		
その他の場合は理由を記載してください。			

以上

公益財団法人 東洋療法研修試験財団
理事長 殿

厚生労働大臣免許保有証に関する紛失申立書

1. 氏名		印	
代理人氏名 ※本人申請が不可の場合		印	
2. 生年月日	昭和・平成	年	月 日
3. 保有証有効期限	平成	年	月 日
4. 返納を行う免許保有証に記載されている免許登録番号			
あん摩マッサージ指圧師：厚生・厚労・知事免許（		都・道・府・県）第	号
はり師：厚生・厚労・知事免許（		都・道・府・県）第	号
きゅう師：厚生・厚労・知事免許（		都・道・府・県）第	号
5. 理由（紛失等の理由を具体的に記入）			

上記のとおり、厚生労働大臣免許保有証の（再交付 / 書換え / 返納）の申請に際し、申立書を提出いたします。

なお、申請した後で紛失した厚生労働大臣免許保有証を発見した時は、ただちに貴財団に返納いたします。

平成 年 月 日